

## 町建設工事をめぐる住民訴訟確定後の「損害賠償請求訴訟」を提起

～3月4日に大阪地方裁判所へ提起しました～

町発注の建設工事をめぐる住民訴訟に関し、平成25年12月17日付けで建設業者らの上告が棄却され、控訴審判決が確定しました。この判決では、平成15年から19年までの町発注工事のうち、熊取建設業協同組合（解散）の主導により談合がおこなわれた工事を144件と認定（推認）し、町の被った損害を3億7474万9725円と認めるとともに、建設業者ら25者に対し、それぞれの認定額及びこれに対する平成21年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を町に支払うよう請求せよと命じています。

町といたしましては、この判決に基づき、速やかに平成25年12月20日付けで、平成26年2月14日を納期限として、関係する建設業者らに対し、損害賠償金及び遅延損害金の請求を行ってきました。その結果、7514万9886円の納付（うち損害賠償金5800万950円、遅延損害金1714万8936円：完納5者、一部納付2者）がありましたが、未だ20者が完納に至っておりません。

そのため、町では、平成26年3月4日に、これら完納に至らなかった建設業者ら20者に対し、地方自治法第242条の3第2項の規定に基づき、損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起いたしました。

町といたしましては、今後、損害賠償請求訴訟等を通じ、適正に債権整理に取り組んでまいります。

### 〔損害賠償請求訴訟の概要〕

- 訴 額 316,748,775円
- 原 告 熊取町（代表者 町長 中西 誠）
- 被 告 建設業者ら20者
- 提訴先 大阪地方裁判所
- 提訴日 平成26年3月4日

### 【お問い合わせ】

熊取町総務部契約検査課債権整理対策室  
TEL 072-452-1008（直通）  
FAX 072-452-7103



▲ジャンプ君



▲メジーナちゃん